

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| A III -CV-1st-1★訴状20190620..... | 2 |
| A III -CV-1st-2★釈明書20190711..... | 13 |
| A III -CV-1st-3★準備書面③20200114..... | 15 |
| A III -CV-1st-4★証拠20190620..... | 18 |
| A III -CV-1st-5★証拠追加20191101..... | 19 |
| A III -CV-1st-6★甲5号証..... | 20 |
| A III -CV-1st-7★甲6号証-反証書..... | 27 |

令和1年6月13日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井豊

訴状A III

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1 2-4

ニチモビル浦和3階 栄総合法律事務所

氏名 柴崎 栄一 電話 048-839-7341 FAX 048-839-7348

慰謝料請求事件 請求金額 10万円 ちょう用印紙額 1千円

第1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し10万円を支払え(今回は試験訴訟です)

被告は、前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第413号 慰謝料請求事件 被告 埼玉県の訴訟代理人弁護士として、包囲網として共謀して、不当な対応を重ね、私に加害しました。摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり3,000万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、この共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害についての請求です。

第2 請求の原因

詳細は後述の通りであり、また、お互いに原告と被告の立場に在ったので、基本的には当該訴訟の記録の通りですから、なるべく記載を省略し、強調したい部分のみ引用します。

被告は当該事件の訴訟代理人として、脅迫の為の殺人や二県警による組織的隠蔽の疑いが極めて強く感じられる立場に在りながら、原告の訴えには証拠も根拠も無い旨の虚偽ないし論理法則違反の答弁を繰り返しました。

これらは、包囲網の威力によって社会的妥当性の基準を歪めて犯罪の隠蔽を狙うものであり、訴訟代理人としての職権の濫用であり、法曹倫理に著しく悖るものであり、民事訴訟における当事者主義の範囲を大きく逸脱し、信義誠実に従った訴訟追行義務(民訴法2、民訴規則53, 79, 80)への違反であり、訴訟の進行妨害です。

それ以前に、論理法則に著しく違反しており、警察組織と同様に極め付けに不合理であり、事実を否定しており、著しい信義則違反であり、公序良俗違反であり、弁護士法や真実義務・誠実義務への違反であり、犯人隠避であり、一個の人間として認められる権利、自決権、適正な手続を受ける権利、平等権などの人格権の侵害です。

またこれは、職権濫用による隠蔽であり、更に、私の生命への無言の威力脅迫です。

被告の情状は、以下の私の訴えの特殊事情を考慮すれば、加重されると思います。

私が訴えていたのは、元来一手に証拠を握るべき立場に在る、警視庁や埼玉県警という捜査機関の麻痺であり組織的隠蔽です。

つまり、民事訴訟の形ではありますが、実質的に個人対国家権力であり、極端なまでの証拠力の格差がある、現代型訴訟ですから、当然に公平性に配慮する必要が有ります。

加えて、私の特殊事情として、弁護士11人連続で引受拒否されていること、つまり、弁護士という機関の麻痺と、法的な孤立状態も訴えていました。

それは第一義的には裁判所の責務ですが、被告側弁護士にも真実義務や誠実義務が有ります。このような当り前が通らない世界というのは、恐怖と絶望の世界です。

これによって原告は、精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって、民法709条及び民法710条の一般不法行為責任もしくは民法719条の共同不法行為責任のいずれかの選択適用により、被告に対して慰謝料を請求します。

なお、いずれも適用可能な場合は、後者を適用ねがいます。

★人権ないし人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法13条)に基くものであり、自治の権利(自由権規約1条、憲法13条)や生命に対する固有の権利(自由権規約6条、憲法13条)や平等権(憲法14条)などです。

事件性の隠蔽とは、刑事訴訟法239条2(公務員の犯罪告発義務)に基くものと考えます。

第3 当該訴訟での原告の訴え(埼玉県警の不当性)の要旨

1 反社会性(公序良俗違反(民法90条)や信義則違反(民法1条2))と犯罪性

要するに、当り前の蓋然性を認めないことと、その理由を示さないことです。

その狙いは、包囲網の威力によって、社会的妥当性の基準を歪め、つまり、公序良俗を偽装して犯罪を正当化することです。

それが可能なのは、ひとえに包囲網の強大さゆえであり、その動機は社会的村八分です。

言わば、社会全体で裸の王様を演じているようなものです。以下にご説明します。

私が埼玉県警に訴えていたのは、毎回常に、生命に対する無言の脅迫被害であり、それが最大要素だったはずなのに、毎回常に、それを否定する理由(合理性)を示していません。

言い換えると、毎回常に、根拠無くわからうとしないということであり、毎回常に、理由を告知しない不当な受付拒否だということです。

また、根拠無く最大要素を欠いているのですから、判断できるはずがないのに、全て適正な検査であったと答弁しているからには、その答弁の全てが虚偽であると言えます。

最大要素の欠落というのは、すなわち、事実の否定ですから、極め付けの社会不正義です。

そもそも警察や検察や裁判所などの強大な権力(強制力)を有する機関には、暗黙の社会的要

請として、合理性と説明責任が前提されているはずです。

逆に言えば、合理性に担保された裁量ないし自由心証主義であるはずです。

これらは人権の歴史から考えても、当たり前のことです。

重要なのはその犯罪性です。

当り前の蓋然性の一例として、稀有な行動の裏には、何か特別な動機が在るはずだという経験則が挙げられます。

例えば、警視庁が期限付きの被害届を無視したことを違法と感じることであり、奇遇な轢逃げについて殺人や脅迫の疑いを感じることであり、無意識下の至近距離からの発砲を違法と感じることであり、その後の一連現象を脅迫と感じることです。

最大要素の欠落という自明の無効性と、常にという常習性、更には、抗議も常に無視して来た点、のいずれも極めて稀有な選択であり、その三点を総合すれば、故意と断定できます。そしてそのような対応は、通常であれば、いずれ破綻を来たすことも自明ですから、破綻を来たさないような、何らかの特殊な前提を置いていることが必然的に推定されます。

その前提としては、問答無用の受付拒否、不公平な裁判や原告の殺害などいくつか考えられますが、これまでの経緯を振り返れば、包囲網の圧倒的な組織力によって公序を偽装して犯罪を隠蔽しようとしていることは間違ひ無いと思います。

要するに、職権濫用による隠蔽と脅迫であり、その狙いは組織力による公序の偽装です。

当該事件の轢逃げ事故の公判こそが、その公序の偽装の典型です。

もう一つの典型は群馬県警の獵銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。

いずれも極め付けの不合理が堂々と通ってしまっている点が、公序の偽装です。

公序の偽装は、過去の事例等との比較検証によって、ある程度抑止できると考えます。

2 事件性の隠蔽

訴えた当り前の事件性を根拠無く無視したこと、それが警察法2条や犯罪捜査規範(合理捜査(4条)・総合捜査(5条)、同取扱規定(61~65条))や刑事訴訟法239条2などの職責への違背に当たる、告訴の妨害であることです。

殺人に時効は無いのに、また、犯罪の予防等の職責や内部牽制が要請されているのに、しかも証拠を示して犯罪を訴えているのに、何を今更、とか論理法則に反した答弁を重ねました。

3 予見可能性に基く結果回避義務への違反 前項とほぼ同様です

4 生命の危機の看過

脅迫の為の殺人の脅威が、切迫した生命の危機であることに疑いの余地はありません。

反射的利益を超えた、生命に対する権利(憲法13条、自由権規約6条)の侵害です。

特に警察の場合、その職責に基く作為義務違反であり、不真性不作為犯に当たります。

5 平等権(憲法14条)の侵害

極めて稀有な対応というものは、同時に私限りの差別的対応でもあります。

私と同様に無視されれば、誰も警察を利用できなくなることからも自明です。
警察が保有する統計情報を開示させれば証明できると思います。

6 その他人権侵害

被害を認識し、訴えているのは私なのに、それを理由も無く無視すれば、被害が解消(手続目的)するはずはありませんから、自決権や適正な手続を受ける権利の侵害です。

第4 本件被告の不当性

要するに、法曹なら、既述の埼玉県警の犯罪性は充分にわかつたはずなのに、答弁内容から見て、故意、つまり加担の意図が覗えるということです。

他の答弁も同様なので、次の文に対し包括的に摘示します。

被告の平成31年3月28日付の当該事件の準備書面(2)より抜粋 2頁目最上段

第1 原告の準備書面(4)に対する反論

1 同準備書面III(私の主張の要旨)記載の事実を争う。

(1)原告は、「不当性の類型①」において、「警察が被害届を無視して、その回答期限日に親戚が変死すれば、一般人の誰もが脅迫の為の殺人と思うはず」と主張する。

かかる原告の主張の要点は、「親戚の変死」は実は殺人行為によるものであって、なおかつ、かかる殺人行為は、原告に対する「脅迫」行為(「脅迫の為の殺人」)としてなされたものであるとすることがある。

しかしながら、原告の「親戚」とされる訴外亡太田は、平成21年2月20日発生の交通事故により死亡したものである(乙第1号証)。

これに対し、本訴訟において、原告からは、訴外亡太田の死亡原因は交通事故(乙第1号証)ではなく、原告に対する「脅迫の為の殺人」であったとの主張を裏付ける証拠の提出はない。

したがって、上記原告の主張に根拠はない。

※当該事件の乙第1号証とは、さいたま地方裁判所 平成21年(わ)第474号 調査判決とさいたま地方検察庁 平成21年3月30日付 平成21年検第200675号 起訴状のセットのことです。

★この両文書とも、原告の指摘通り、故意の疑いに一切触れておりません。

被告が書いている通り、捜査というのは刑事訴訟法に基く行為です。

刑事というのは、つまるところ、故意の疑いを持つことだと思います。

刑事的視点ないし故意の疑いとは、既後述のA～H全てですが、特にFとGです。

機関毎の相互牽制という制度の前提を考えれば、警察、検察、裁判所の刑事司法三機関が揃って故意の疑いを看過するなどということは、蓋然性として、有り得ません。

従って、この公判は刑事司法三機関の共謀による偽装であると断定できます。

★1 結局、上記「～思うはず」との私の主張に対する認否を示しておりません。

これは論理の摩り替えです。

思わないと言うのなら、既述の以下の項目毎の合理性(想定確率)を示して下さい。

(1) 警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽(99.99999%以上)

(2) 被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審(99.80%以上)

(3) 警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽(99.00%以上)

(4) 輻逃げ事故の捜査や公判の不審(99.999999%以上)

A 事故現場の手前が飛び切り見通しの良い立地条件であること(99.99%以上)

B 巻き込みでもないのに死亡に至っていること(90.00%以上)

C 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

D 決め手の映像を、公判の証拠にしていないこと 99.00%以上

E 交通事故として当り前の物証は有るのか?(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性は有るか?(99.00%以上)

G 故意ではない証拠は有るのか?(99.00%以上)

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

(5) 恣意性一覧表が示唆するもの(99.9999999%以上)

★2 「～交通事故により死亡したものである(乙第1号証)。」については、以下の三つの点で論理法則に反しており、また、無根であり、虚偽ないし事実を否定しております。

●論理法則に反しています

①誰でも犯罪を犯す惧れは常に在ることから、公判が終わっていることだけを以て、その公判が適正であったとは言えませんし、交通事故であったことの証拠にもなりません。

②具体的な指摘に対して、いくら公判一般の公信力を訴求しても無意味です。

③そもそも犯罪に対して適法性の推定はできません。

●無根であり、虚偽ないし事実を否定しています

当該事件の乙第1号証には以下のこと�이書いて有りません。

つまり、原告の指摘に答えていませんから、抗弁にも証拠にもなりません。

捜査が終わっているという答弁が虚偽でないなら、当り前に答えて下さい。

以下のような、公判資料では判らないような、捜査内容を問うております。

E 交通事故として当り前の物証は有るのか?(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性は有るか?(99.00%以上)

・待ち伏せの形跡は? 叔母の自宅或いは事故現場付近での不審な停止状態は?

事故車両の運行記録(タコメーターなど)は調べたのか?

・この時間帯にこの交差点で左折する必要は有ったのか?

G 故意ではない証拠は有るのか?(99.00%以上)

ブレーキ痕の位置は? 推定される衝突時のスピードは? タイミングは適切か?

★3 「これに対し、本訴訟において、原告からは、訴外亡太田の死亡原因は交通事故(当該事件の乙第1号証)ではなく、原告に対する「脅迫の為の殺人」であったとの主張を裏付

ける証拠の提出はない。」は、以下の二点から、虚偽ないし事実を否定しております。

- 第一に、原告は、当該事件の甲9(事故現場付近のストリートビュー)を証拠として提出済であり、これは被告にとってまさに「動かぬ証拠」ないし「不都合な真実」であるはずです。
- 第二に、原告が訴えて来た事件性の全てが状況(間接)証拠であり根拠です。

それは話の流れとして、当り前であり、具体的に不審点を指摘し、かつ蓋然性の数字を示したうえで、この捜査や公判の犯罪性や無効性を訴えている以上、また、それを否定できる根拠を示せない以上、その全てが証拠です。

もとより無言の脅迫というものは、その性質上、全体の態様による蓋然性として判断すべきものであって、その蓋然性こそが唯一の状況(間接)証拠であるのが常だと思います。

そもそも、刑事の問題を民事で裁くことはできないという論理であるなら、起訴独占機関である検察による隠蔽も同時に訴えている私の特殊事情に対して、成り立ちますか?

★4 「したがって、上記原告の主張に根拠はない。」は、被告のほうこそ、根拠は無い。

- 証拠が無いから根拠も無いという意味だと思われますが、既述のように、当該事件の甲9を提出済ですし、もしこれが証拠にならないという意味だとしても、原告が準備書面(4)等において示している極めて高度の事件性が、根拠にはならないとする根拠を示していません。

無いから示せないものと思われますが、もしそうであれば、二重の虚偽になります。

証拠も根拠も無いのは、まさに被告のほうであることは自覚しているはずですから、原告に言われる前に先に被告から言ってしまおうという、児戯に等しい、頗著な虚偽です。

●●答弁の不当性のまとめ

要するに、それはさて置き方式で、原告の訴えを一切無視し、根拠無く葬ろうとしています。総じて論理の摩り替えであり、論理法則違反であり、著しい信義則違反であり、それによって、原告の訴えを一切無視していますから、自決権等の侵害であり、公序良俗違反です。法曹には、これらの不当性が自明のはずですから故意です。

そもそも捜査機関が自ら犯罪を隠蔽しておきながら、証拠は有るのか?と居直ること自体が逆鱗行為であり、それに加担する弁護士も同罪であり、著しい社会不正義です。

つまるところ、補充捜査を行うしか抗弁の余地は在り得ないのに、それを頑なにわからうとしないことこそ、捜査機関として極めて不審です。

第5 包囲網の実在の強調

包囲網の概要については当該事件にて被害届2018に記述の通りであり、本件を含め、各事件の事件性の高さは、恣意性一覧表に数字で提示した通りです。

更に、各事件が何ゆえ私に集中するのかという観点から、相互関連性による蓋然性の高さを俯瞰的に総合するならば、包囲網の実在を嫌でも認めざるをえないはずです。

例えば、何ゆえに群馬県警がことごとく理不尽な対応を行うのかという動機を辿れば、もっと大きなもの、つまりこの殺人の隠蔽の為なのではないかと考えざるをえないはずです。

要するに、わからないこと、信じないこと、認めないと蓋然性も合理性も有りません。

これに対して「原告自身が見たことが無いのに～」というのは詭弁(検察の模倣による威力)であり、それはさて置き式で合理性が有りません。

第6 当該事件における主な事件性

埼玉県警に訴えたのは、①警視総監宛の被害届が無視され、②その回答期限日に叔母が殺害され、③その殺害を埼玉県警が交通事故に偽装したこと、それが「被害届を忘れなければ、叔母のように殺すぞ」という私の生命への無言の脅迫であるということです。更には、④それを東村山署でサワダに訴えたのに、隠蔽したことです。

これらの訴えの意味として、両県警は極めて凶悪なテロ組織であるということです。

詳細は原告の準備書面(4)の通りですが、上記について以下にご説明します。

但し、当該事件の各不法行為の時点で、必ずしもこれらを充分に説明できたわけではなく、あくまでも、最新の認識であり、現時点で捜査機関がこれを無視する正当性はどこにも無いということを強調するものです。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) 警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽 | H30 ワ 355 号事件 |
| (2) 被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審 | H30 ワ 413 号事件 |
| (3) 警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽 | H30 ワ 355 号事件 |
| (4) 輸送逃げ事故の捜査や公判の不審 | H30 ワ 413 号事件 |
| (5) 慎意性一覧表が示唆するもの | |

(1) 警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽(99.99999%以上)

以下の通り、この被害届を無視することの違法性は自明のはずです。

「具体的犯罪事実が書いてなかつたら、無視されてもしかたがないでしょ?」との抗弁について、いいえ、決してそんなことはありません。

そもそも、捜査の端緒というものは、そのように限定されではおりません。

また、届出の趣旨が不明の場合は届出人本人の意思を確認すると犯罪捜査規範65条に明記されていますから、無条件に、理由を告知しない不当な受理拒否(同61条)に当たります。

事件性が無いと判断したのだとしても、その理由を必ず告知する必要があります。

なおこれは告訴状についての規定ですが、被害届にも準用されているはずです。

そもそも規定など有ろうと無かろうと、警察の職責や、人がどんな時に被害届を出すかという手続目的を考えれば、無視するなどという選択はありえないと思います。

しかも私の場合は、正当な納税者が、回答期限を明記した、警視総監宛の、書面による、被疑者多数の、被害届ですから、無視すれば信義則の他に何重にも違法な差別的取扱です。

記載内容の重要性

冒頭頁に、①肖像権の侵害(ネット犯罪)及び営業妨害、②加害者が首都圏全域、一億人の犯罪(つまり公益の侵害)、と明記していました。

③顔パス(挙手した客を乗せようとして停車すると、客に逃げられる)現象が一日に何十回も有ったこと。一生に一度もこんな目に遭わない運転手が大半だと思います。

④会社の平均売上データが私個人の出番日と露骨に連動していたこと。当時の首都圏の夜

の街は、包囲網による引き籠り運動の展開によって大氷河期に在りました。それを私に逆恨みした暴力団が、殺人ぐらい起こしても、一向に不思議ではありません。このデータこそ、当時の包囲網にとっての「不都合な真実」なのです。
⑤実車率データも露骨に低かったこと。 その意味は業界人なら誰でもわかります。
以上の③から⑤だけでも総合すれば、広範な包囲網が存在するのは歴然としており、データを確保するだけで捜査に入れるはずですし、少なくとも否定する根拠など有り得ません。後は、対向車による幅寄せや蛇行運転など、数々の日常的危険行為と、周りを徘徊する警察関係者(ストーカー行為)、などを書き連ねていました。
警察の職責として、これらの記述を根拠無く看過できたはずはありません。

(2)被害届の回答期限當日に叔母が変死した不審(99.80%以上)

示した数字は、齢70過ぎの女性が亡くなる確率は五千分の一くらい、これに脅迫の対象となりそうな親戚の人数10人を掛けた概数です。
問題は、主人公の身内を殺して、その死体を見せしめにして主人公を脅迫し、その行動を抑止しよう、というようなテレビドラマや推理小説等の設定が極めて一般的であることです。
つまり経験則として広く浸透しており、本件殺害はその設定の模倣と思われます。
その無言の脅迫の意図は「先の被害届を忘れなければ、次はお前がこうなるぞ」です。
私としては、警視庁が被害届を無視したことの方が、よほど事件性は高いと思っています。
なお、何も殺人が起るほどの話でもないだろうとの指摘に反論しますと、既述の夜の街の住人達からの逆恨みの他にも、被害届2018に記述の通り、叔母の変死の約一ヶ月前には、私の所属会社で単車との死亡事故が起きており、その件からの逆恨みの線も在ります。

(3)警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽(99.00%以上)

20090303午後、事前予約のうえ東村山署・サワダを訪ね、先の被害届の説明をし、包囲網の摘発と、脅迫の為の殺人、を訴えた事実を警視庁が隠蔽しております。
この隠蔽の犯罪性はあまりにも自明なので説明を省略します。
私はサワダの風貌や声を憶えていますから、当時の職員名簿から特定できると思います。
示した数字は、私がわざわざ虚偽告訴罪を背負ってまで嘘はつかないという、信義則というか経験則によるものですが、既述の通り、恣意性一覧表を俯瞰的に総合すれば、遡って、これも警視庁の隠蔽であることの蓋然性を極めて強く感じていただけるはずです。
要するに、推して知るべしであり、その場合の数字は限りなく(1)に近いと思います。
埼玉県警も同じ警察ですから、隠蔽の犯罪性はよくわかつたはず。

(4)轢逃げ事故の捜査や公判の不審(99.999999%以上)

当たり前に殺人の疑いを持ち、殺人を前提とした捜査をすべきところ、しなかったことは極め付けに不合理というより事実を否定しており、本来これで公判として通るはずはありません。
A事故現場の手前が飛び切り見通しの良い立地条件であること(99.99%以上)
現場の手前は、車道と歩道との間の視界を遮る物の無い、長い直線区間が続いているので、

叔母の姿は嫌でもずっと視界に入っていたはずなのに、その間ずっと最後まで気付かなかつたなどということは蓋然性として有り得ないので、運転者の供述は虚偽です。

その証拠として、この事故車両と同型のトラックの実走による再現実験を行って、運転席からの視点による映像を撮って、その映像を解析して、何度の視角に何秒間収まっているか等の実測データを確保したうえで、同様の立地条件の他の場所での過去の事故事例を調べ、この事故と比較検証して見るならば、これに殺人の疑いを持たなかったことの不合理が、客観的かつ合理的に、判明するはずです。

B巻き込みでもないのに死亡に至っていること(90.00%以上)

交差点の直角の左折ということは、物理的にも必ず徐行せざるをえない場所であり、その後ですから、もし衝突しても普通はすぐに停まれるはずです。

また、トラックによる交差点左折の死亡事故では、圧倒的大半が、巻き込み事故のはずですが、この事故は巻き込みではありません。

それなのに死亡しているということは、速度超過であったか、もしくは故意に止まらなかつたか、のいずれかが疑われますが、いずれにしろ故意を強く示唆しています。

要するに、AとBに殺人の疑いを持たなかったことに合理性など無いと思います。

同条件の事故の統計を開示させれば、極めて稀有かつ故意の比率が高いと思われます。

被告が書いている通り、捜査というものは刑事訴訟法に基く行為です。

刑事というものは、つまるところ、故意の疑いを持つことだと思います。

しかるに、業務上過失致死罪というものは、分類上は刑事ではあるものの、その実質は、故意を否定し、過失として判定するものです。

これが当り前の公判であれば、「～などから故意が強く疑われたので、動機に当るものがないかどうか捜査したが、見当たらなかった」というような記述がなされたはずです。

つまり、原告が準備書面(4)に列挙したような刑事的観点が根拠無く欠落しています。

これでは刑事判断として、明らかに事実認定の基本原則に反しています。

そして、機関毎の相互牽制という制度の前提を考えれば、警察、検察、裁判所の刑事司法三機関が揃って故意の疑いを看過するなどということは、蓋然性として、有り得ません。

従って、この公判は刑事司法三機関の共謀による偽装であると断定できます。

C司法解剖が実施された経緯が不審であること(90.00%以上)

司法解剖というのは、定義上、変死の疑いを持った場合に行うものであることから見て、交通事故としての死因を特定する為だったとする答弁は不審であり、また、原告が参加した通夜の時に見た限りでも、不必要に分厚い包帯が、丁寧過ぎるほどきれいに巻かれていたことから推測して、遺族の目から殺害の真相(死因)を隠す為の口実としての『包帯解剖』だったこと、つまり、職権濫用による偽装工作が強く疑われます。

また通夜直後の父や叔父の話では、叔母の頭部以外には目立った外傷は無く、しかも乗っていた自転車もほぼ無傷だったので不審な死に方だと口を揃えていたことから、それであれば、

およそ交通事故とは思えない態様なので、真相は撲殺という疑いも残ります。
そういう態様だったから、埼玉県警も最初は変死の疑いを持って司法解剖したのに、その後見方を変えたのではないか?という別の疑いも有ます。
したがって、その死体検案書の提示と、司法解剖を実施した経緯の説明を求めます。

D決め手の映像を、公判の証拠にしていないこと(99. 00%以上)

逮捕の決め手となったと報道された映像であり、衝突の瞬間の状況を始め、この事故に関して、様々な点で鍵を握る証拠であるのは明らかなのに、それを証拠として提出しないほうも、提出を求めるほうも、極めて不審であり、殺人を示す決定的な映像であるがゆえに、それを隠蔽する意図ではないかと強く疑われます。

もし、本当に何も映っていないのだとすれば、逆に、全てが供述の鵜呑みの疑いが強いです。

E交通事故として当たり前の物証は有るのか?(90. 00%以上) ブレーキ痕や破片や塗料など

- ・本当に交通事故か?
- ・本当に伊勢崎が犯人か?
- ・叔母を側道まで運んだのは本当か? 真犯人による側道上の撲殺の疑い

F被疑者の行動の必然性は有るか?(99. 00%以上)

- ・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか?
- ・この時間帯にこの交差点で左折する必要は有るか?
- ・事故車両の運行記録(タコメーターなど)は調べたか?

G故意ではない証拠は有るのか?(99. 00%以上)

- ・ブレーキ痕の位置は? 推定される衝突時のスピードは? タイミングは適切か?

Hこの事故のその他の事件性(90. 00%以上)

- ・目撃者が出ない不審 副都心の金曜の朝の 17 号上の交差点迂回と多数の共犯者の疑い
- ・逮捕日から約 10 日も経ってからの新聞報道(さいたま新聞) バックデータ処理の疑い

(5)恣意性一覧表が示唆するもの(99. 9999999%以上)

なにゆえ全機関がそのような不当な対応をするのかという動機を考え、俯瞰的に総合するならば、彼らが包囲網であり、包囲網が実在することのみならず、遡って各事件の事件性を極めて強く感じていただけるはずです。 要するに、推して知るべしということです。

以上の(1)から(5)が脅迫の為の殺人を示唆する主な事件性です。

数字で示した通り、これら全てが偶然に重なる確率は、まさに天文学的に小さいものです。
99. 00%以上の蓋然性というのは確信して当然ですから、信じないことに合理性は在りません。
これが殺人や脅迫であるという私の訴えに同意した人は、今まで誰も居ませんが、ではどこ

がどうわからないのか?について合理性を示した人も居ません。

これを脅迫殺人と認めないことは、包囲網としての踏み絵だと思っています。

第7 証拠方法 証拠説明書A IIIに記載の全て

第8 附属書類 本書と証拠説明書A IIIと全証拠とその副本一式

以上

令和元年(ワ)第301号 慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 柴崎 栄一

令和元年7月11日

前橋地方裁判所民事第一部 御中

原告 今井豊

A III 釈明書

令和元年7月2日付貴求釈明書に対し、以下の通り釈明かた訴状訂正申し立てます。
なお、本書は、釈明を求められた点に絞った要約版です。

第1 不法行為

不法行為の定義を失念しており、たいへん失礼しました。以下の通りです。

1 被告は当該事件被告の訴訟代理人として、訴外亡太田まり子(以下「訴外亡太田」という。)が平成21年2月20日に死亡したことについて、これが故意による殺人であるにもかかわらず、被告は、別件訴訟において提出した平成31年3月28日付け準備書面(2)(甲5)の記載(同準備書面2頁3行目「原告は、」から同14行目末尾「根拠はない。」までの部分)のとおり、訴外亡太田の死亡が交通事故によるものであるとし、原告を脅迫する目的でされた殺人であるとの原告の主張(数字で示した極めて高度の蓋然性)に一切触れず、これに対する認否を示そうともしない。

被告による上記の訴訟行為は、訴外亡太田が原告を脅迫する目的で故意に殺害されたという事実を否定する虚偽の主張であることと、明らかな詭弁であり、原告が訴えた内容と警察の職責に基く予見可能性として、事件の解決が遅れるのは自明なので、結果回避義務違反であることから、生命に対する権利や自決権の侵害であり、訴訟の進行妨害であり、信義則違反であり、公序違反であること、から違法であり、これによって原告は精神的苦痛を被った。

(説明)

このように、訴えた主要な論点を無視し続ける、論理法則違反の答弁の仕方は、三県警共通ですが、審理上は当然に擬制自白とみなされると思います。

それを承知の上で擬制自白を選択するのも弁論主義の範囲内だとは思います。

しかし、当該訴訟の以下の特殊性に鑑みれば、許されない答弁だと思います。

第一に、当該訴訟で私が訴えていたのは、生命への無言の脅迫の為の殺人という、待った無しの危機ですから、予見可能性の問題として、訴訟が長引けば被害もそれだけ長引くのは明らかであり、個人の生命の保護や犯罪の予防という警察の職責に照らして、このような詭弁を用いての時間稼ぎは生命に対する権利の侵害であり、許されないと思います。

なお、検察による告訴の妨害という、私限りの特殊事情が前提に在ります。

第二に、当該事件の当事者は被害者個人対検査機関なのですから、個人ではない検査機関にこのような黙秘権の行使のごとき答弁を認める必要はそもそも無いと思います。

また、本件は元々証拠力を一手に握るべき立場に在る検査機関による犯罪なのですから、原告と被告の間には著しい証拠力の格差が当然に在るわけですから、証拠力の格差の是正、つまり公平性の確保という観点からも原告の論点に答えさせる必要が有ると思います。

令和元年(ワ)第301号 慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 柴崎 栄一

まとめますと、①訴えた内容と警察の職責に基く予見可能性と、②原告と被告との証拠力の格差の是正ないし公平性確保、という二つの観点から、被告のこのような答弁の仕方は、事実を否定していると同時に、被害の拡大に繋がるのは自明なので、結果回避義務違反であり、生命に対する権利や自決権の侵害であり、訴訟の進行妨害であり、信義則違反であり、公序違反であり、許されないと思います。

この答弁のように、当り前の(極めて高度の)蓋然性を認めないことこそ、公序の偽装です。同時に、職権濫用による犯人隠避であり、私の生命への無言の脅迫です。

そしてこのような埼玉県警の犯罪性は、その訴訟代理人弁護士としての本件被告にはよくわかつたはずであるので、共犯とみなします。

以上

A III準備書面(3)

令和2年1月14日

前橋地方裁判所民事第1部 御中

原告 今井豊

前回期日の原告への尋問を踏まえ、論点を再強調します。

第1 被告の論理的破綻は自明であり、公序良俗違反です

埼玉県警の不当性は、幾つもの事件性の無視と、殺人の事故への偽装です。

1 事件性の無視

被告の答弁は、当り前の違法性(故意の疑い)を感じないから事件性を感じない、事件性を感じないから職責違反にもならないので、抗弁する必要も無い、という論理構造です。

これは、最大の判断要素(故意の疑い)の欠落という、本来は論理則違反となるべきケースを、経験則違反に因って、判断不要にしており、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、違法性をゼロと判断したとしても、その理由は示さなければなりません。

訴えた違法性を、根拠も無く無視することは、当り前に、無条件の論理則違反です。

言い換えると、常に実質的な、理由を告知しない不当な受付拒否だということです。

これは当該事件においても然りであり、当り前に、手続妨害による人権侵害です。

具体的には、訴状の(1)から(5)およびAからHの各事件性を無視しています(経験則違反)。

当り前のことを根拠無く認めることは、当り前に、極めて反社会的・犯罪的です。

2 殺人の事故への偽装

故意の観点からの、当り前の捜査が行われていない(不作為)、と訴えているのですから、抗弁事実を立証する必要が有ります。

言い換えると、そもそも捜査とは何ぞや? 捜査になってませんが? と指摘しております。

然るに、公判が済んでいるという外形面だけでは、捜査内容を証明できません(論理則違反)。

また、当該事件の乙第1号証の公判記録には、故意の観点からの捜査内容が、全く書かれておりませんから、当り前に、証拠には、なり得ません(論理則違反)。

更には、訴状の(4)のAからHの各事件性を無視しております(経験則違反)。

まとめると、当該事件の答弁は、被告代理人(仕事)だとしても、幾重にも経験則や論理則違反である為に、程度問題として、訴訟法以前に、信義則違反や公序良俗違反です。

埼玉県警が、私の当り前の訴えを根拠無く無視したことは、殺人に時効は無いことや、犯罪の予防や内部牽制が要請されている警察の職責から見て、警察法2条や犯罪捜査規範(合理捜査(4条)・総合捜査(5条)、同取扱規定(61~65条))や刑事訴訟法239条2などの職責への違反であり、告訴の妨害です。

こうした埼玉県警の不当性を、被告は訴訟代理人として感知できたはずなので、職権濫用であり、民事訴訟における当事者主義の範囲を逸脱しており、訴訟の進行妨害であり、信義誠実に従った訴訟追行義務(民訴法2、民訴規則53, 79, 80)や、事案解明義務や、完全陳述義務

への違反であり、弁護士法や真実義務への違反であり、それによる自決権等の侵害です。

第2 警視庁が被害届を無視したことは、無条件に違法です

日本の警察に相当するような、市民の保護ないし安全確保を職責とする組織は世界中に在ると思いますが、その警察組織が、市民からの被害届を、理由も示さずに無視することが、許されるはずがありません(予見可能性に基く結果回避義務違反)。

先例が無いほど稀有な対応ではありますが、可能性としては、世界中で常に起こり得るケースですから、これが違法でなければ、基本的人権に大穴が空き、世界秩序が混乱します。

誰も警察を利用できなくなることからも、差別であることも自明です。

その証拠に、同様(完全無視)の事例を開示させれば、差別であることが確定します。

「およそ犯罪事実の申告とは言えない」としても、届出人にその旨(理由)を告知しなければ、無条件に、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範61、65条)に当たります。

また、訴えた被害の継続という結果に対する、警察の職責(警察法2条の、個人の生命、自由、名誉の保護、犯罪の予防)による予見可能性に基く、結果回避義務違反でもあります。

したがって、警視庁の故意又は過失であり、生命に対する権利の侵害であり、正当業務行為ではありませんから、反射的利益ではなく、法律上保護された利益の侵害です。

第3 警視庁が被害届を無視したことは、巨大な事件性です

既述の通り、警視庁が、私の被害届を完全に無視したことは、有り得ないほどに稀有(偶発性1/100000000)な選択行動なので、当たり前に、届出人への何らかの害意を極めて強く暗示している状況において、まさしくその被害届の回答期限日当日に私の叔母が変死(偶発性2/1000)したことによって、「先の被害届との関連で、この叔母のように、お前も殺すぞ」という、私への害意の内容が暗示されたこと、また、同様の状況設定のドラマや小説も数多いので、その経験則でも、誰が考えてもこれは、当たり前に、私への脅迫の為の殺人です。

警視庁が包囲網として行動した結果であることも、言うまでもありません。

第4 被害届が無視できない内容であったこと

当時はまだ包囲網という言葉は使っていませんが、その摘発を求める被害届でした。

(3頁)日常的な顔パス(つまり拳手した乗客の逃亡)現象や、(5頁)私の出番日と連動して所属タクシー会社の平均売上が落ちた現象を総合すれば、(冒頭頁)肖像権の侵害に基づく風評被害・営業妨害、「一億人の犯罪」、つまり不特定多数(包囲網)による不買運動、に疑いの余地は無く、このデータを押さえるだけで摘発できたはずです。

日常的な顔パス(つまり拳手した見込客の逃亡)は、単発でも極めて稀有な現象ですから、一度もこんな目に遭った経験が無い運転手が当り前であり、また、会社の平均売上との連動現象が、この不特定多数による不買運動を裏付けておりますから、その原因である、広範なプライバシー権侵害が、当たり前に、感知できたはずです。

この連動データこそは、包囲網にとってのアキレス腱であり、不都合な真実でした。

やがて包囲網は、私へ不買運動を継続しつつ、この連動現象を解消する為に、引き籠り、つ

令和元年(ワ)第301号 慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 柴崎 栄一

まり、夜の街に出歩かない運動を展開しましたが、これが当時の首都圏の夜の街全体を、大恐慌に陥れました。

この大恐慌ぶりを示す経済指標は他にも在ると思いますが、少なくとも、首都圏の約20万台の全タクシーの平均売上も、私の出番日と連動していました。

このように、夜の街の住人達からの逆恨みが昂じた為に、脅迫殺人が起きたとしても不思議はない状況でした。

またそもそも、捜査の端緒は、具体的犯罪事実だけに限定されてはおりません。

第二に、明示した回答期限を無視したことは、著しい信義則違反です。

第5 脅迫殺人の蓋然性

第三に、冒頭に既述の通り、被害届の回答期限日当日の、私の叔母の変死です。

第四に、前回までに既述の通り、叔母の轢逃げ死亡事故の数々の不審点です。

第五に、前回までに既述の通り、東村山署サワダが、二つの要請を無視したことです。

第六に、警視庁が、脅迫殺人の捜査を要求する旨の内容証明便を無視したことです。

第6 包囲網の実在を信じないことに合理性は在り得ません

要件事実が有る以上は、必ず何らかの動機も有るのですから、そもそも愚問ですが、このように、動機(包囲網)を信じないことによって、事件性を否定するのも包囲網の常です。

当該事件の訴状に添付した、恣意性一覧表に記述した各事象は、個別でも極めて高度の蓋然性ですが、更に、それらが何故、私に集中しているのか?という相互関連性による蓋然性を総合すれば、被害届2018に記述した「包囲網」の実在に、疑いの余地は無いはずです。

その証拠に、私が恣意性一覧表に示した其々の数字に、誰も数字で答えられません。

特に、恣意性一覧表の「★N 法務省(国連) 前橋地裁H30ワ399」は、国連が、私の被害通報を無視して、条約違反に当る要件事実が確定しているので、国連も包囲網であるとしか、考えようがありませんが、反論できないはずです。

第7 裁判所に、当り前の、事案解説を要請します

既述の通り、被告は訴状の(1)から(5)およびAからHの各事件性を無視しています。

これらは、既に充分な状況証拠なのに、否定する根拠を示しておりません。

また、故意の観点からの捜査が行われていないことの抗弁事実を示しておりません。

これらは当り前に、論理則違反であり、信義則違反であり、公序良俗違反です。

これらは、当該訴訟の未決事項でもあり、原告の立証責任は、既に尽くしております。

以上

前橋地方裁判所 令和 年(ワ)第 号 慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 柴崎栄一 証拠説明書(証拠申出書) A III 20190613

| 番号 | 標目 | 媒体等 | 立 証 趣 旨 |
|-------|--|------------------------------|---|
| 甲1号書証 | 轢逃げ犯逮捕 さいたま新聞 報道記事 2009.3.22~24付 | コピー 20090322 さいたま新聞が作成 | 立証すべきは、当該訴訟の、原告の叔母の太田まり子死亡に関する事実です。 浦和西署が2009.3.13に伊勢崎友信を轢逃げ犯として逮捕した時の新聞報道記事です。 逮捕から報道までに10日以上経っている点が不審です。 <u>現場近くの飲食店の防犯ビデオを解析した結果、トラックで左折する際の事故であること、「死亡したかもと思ったが仕事を失うのが怖かった」。</u> |
| 甲2号書証 | 太田まり子・轢逃げ事故現場付近の影像(2018年9月) | コピー 20181130 原告が作成 | 立証すべきは、当該訴訟の、脅迫の為の殺人の事件性のうち、 <u>この事故現場の手前が飛び切り見通しが良いことです。</u> googleのストリートビューです。 <u>さいたま市中央区桜丘二丁目にある国道17号の交差点付近の事故現場の手前は、車道と歩道との間の視界を遮る物の無い、長い直線区間が続いているので、叔母の姿は嫌でもずっと視界に入っていたはずなのに、その間ずっと最後まで気付かなかつたなどということは蓋然性として有り得ないので、運転者の供述は虚偽です。</u> |
| 甲3号書証 | 当該訴訟の乙第1号証 | コピー 20190131 被告が作成 | 立証すべきは、当該訴訟の、原告の叔母の太田まり子轢逃げ事件に関する公判内容です。 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第413号 慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 埼玉県 の乙第1号証とは、さいたま地方裁判所平成21年(わ)第474号 調書判決と、さいたま地方検察庁 平成21年3月30日付 平成21年檢第200675号 起訴状のセットです。 <u>このどちらの文書も、故意の疑いに一切触れていません。</u> |
| 甲4号書証 | 当該訴訟の原告の準備書面(4) | コピー 20190204 原告が作成 | 立証すべきは、当該訴訟における原告の主な主張内容です。 被告側の反論は全般的に無根です 訴えた主な事件性 (1)警視庁による被害届(包囲網の摘発要請)の隠蔽 (2)被害届の回答期限当日に叔母が変死した不審 (3)警視庁によるサワダ面会(二つの要請)の隠蔽 (4)轢逃げ事故の捜査や公判の不審 |
| 甲5号書証 | 当該訴訟の被告の準備書面(2) | コピー 20190328 被告が作成 | 立証すべきは、当該訴訟における被告の答弁内容の不当性であり、不法行為そのものです。 原告の訴えには証拠も根拠も無い旨の、虚偽ないし論理法則違反の答弁を繰り返しました。 これらは、包囲網の威力によって社会的妥当性の基準を歪めて犯罪の隠蔽を狙うものです。 |

| 番号 | 標目 | 媒体等 | 立 証 趣 旨 |
|------------------------|---|-------------------------|--|
| 甲6号書証 (反証書) (追加) | 20190830 22:00頃 私の自宅での叔母 の廣橋絹代との会 話の録音 反証書 | 原紙 20191015 原告が作成 | 立証すべきは、当該事件の最大の焦点である、太田まり子の轢逃げ事故の捜査や公判の恣意性です。 特に、①検察官が遺族に「 <u>他殺か病死の疑いが在るので、解剖させて下さい</u> 」(6頁)と承諾を求めたとの証言は、「交通事故についての死亡原因や負傷部位をする為」(当該事件被告の準備書面(1)3頁)とする答弁と大きく矛盾していること、② <u>当時、現場を見に行ったが、事故の痕跡は見当たらなかった</u> との証言、に注目願います。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1) |

平成30年(乙)第13号(慰謝料請求事件)

原 告 今井 豊 (略) 本件は、被告の過失によるもの。

被 告 埼玉県 (略) 本件は、被告の過失によるもの。被告は殺人と思うは
間違である。

準備書面(2)

本件の主張の要点は、「被訴の違反」の如きであるもので
あるが、かかる殺人行為は、原告に対する平成31年3月8日付
「(殺人)としてなされたものであるとする」である。

前橋地方裁判所が暴虐傷害の△係に御處される訴外亡命者は、草稿にて、

「(殺人)を犯したものである」と死んでしまったものである。(乙構上行敷)

被告訴訟代理人弁護士からすれば、訴外亡命者の業(原田義

行)に対する「脅迫の為の殺人」である。

被告訴訟代理人弁護士

井 上 清 彦



被告訴訟代理人弁護士

山 本 茂 成

被告指定代理人

山 本 茂 成

同上

稻 生 一 純

第1 原告の準備書面（4）に対する反論

1 同準備書面Ⅲ（私の主張の要旨）記載の主張を争う。

（1）原告は、「不当性の類型①」において、「警察が被害届を無視して、その回答期限日に親戚が変死すれば、一般人の誰もが脅迫の為の殺人と思うはず」と主張する。

かかる原告の主張の要点は、「親戚の変死」は実は殺人行為によるものであって、なおかつ、かかる殺人行為は、原告に対する「脅迫」行為（「脅迫の為の殺人」）としてなされたものであるとすることがある。

しかしながら、原告の「親戚」とされる訴外亡太田は、平成21年2月20日発生の交通事故により死亡したものである（乙第1号証）。

これに対し、本訴訟において、原告からは、訴外亡太田の死亡原因は交通事故（乙第1号証）ではなく、原告に対する「脅迫の為の殺人」であったとの主張を裏付ける証拠の提出はない。

したがって、上記原告の主張に根拠はない。

（2）原告は、「不当性の類型②」及び「③」において、訴えた恣意性を否定する合理的根拠を示さないとする。

① この点、当時、原告が警察官に対して説明した内容の要旨は、甲第4号証の電話反証書1頁下段に「私に対する、あの、脅迫の為の殺人である、という前提でお話ししますが、」とあるとおりであって、それは、上記原告主張の「不当性の類型①」においても述べられているところの、「警察が被害届を無視して、その回答期限日に親戚が変死すれば、一般人の誰もが脅迫の為の殺人と思うはず」との考えに基づくものと考えられる。

しかしながら、甲第2号証の2016年（平成28年）6月6日付け「検査要求」と題する文書以降、2017年（平成29年）5月1日の各電話（甲第3、4号証）、及び、同年10月2日の電話（甲第5号証）、さらには本訴訟においてさえ、原告からは、訴外亡太田の死亡原因は交通事故（乙第1号証）ではなく、原告に対する「脅迫の為の殺人」であったとの主張を裏付ける証拠の提出はない以上、原告の主張こそは根拠に欠けるものと言わねばならない。

② そもそも司法警察職員による犯罪捜査は、直接的には、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益又はその損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与えるものにすぎないから、被害者や告訴人が捜査によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査によつて反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上、保護された利益ではないというべきである（最高裁平成2年2月20日第3小法廷判決・裁判集民事159号161頁）、（最高裁平成17年4月21日第1小法廷判決・裁判集民事216号579頁）。

それゆえ、埼玉県警の警察官が「原告の訴え」との関係において捜査に着手しなかったからといって、それが直ちに原告の何らかの法的 利益を侵害することとはならず、不法行為を構成することとはならない。

2 同準備書面IV（この躰逃げの事故の恣意性）記載の主張を争う。

すでに述べたとおり、訴外亡太田が死亡した交通事故に関しては、被告人伊勢崎友信に対する刑事裁判（さいたま地裁平成21年（わ）第474号、自動車運転過失致死、道路交通法違反被告事件）の判決が、平成21年6月24日の経過をもって確定済みであるから（乙第1号証）、同交通事故に関する再捜査の必要はない。

3 同準備書面V乃至VII記載の主張を争う。

第2 原告のA.II準備書面（5）に対する反論

1 同準備書面I（行政事件としての対応を求めます）において、原告は、本件につき行政訴訟として取り扱うよう求める。

しかしながら、捜査機関が行う捜査上の行為は、刑事訴訟上の行為であるところ、行政訴訟及び民事訴訟とは別に刑事訴訟を認める日本国 の法制の下においては、捜査機関が行う捜査上の行為に対し行政訴訟を提起してその行為の当否自体を争うことは許されないと解すべきある（最高裁昭和42年4月7日第

二小法廷判決・裁判集民事87号31頁参照)。

2 同準備書面Ⅲ(不当性の焦点)2(不法行為の概要)記載の主張を争う。

(1) ここで原告は、その主張する不法行為1乃至5(下記のとおり)のうち、2乃至5の「無視」意味内容は、「私の訴えから包囲網による脅迫の為の殺人という公益に対する重大かつ切迫した危険や、生命に対する権利の侵害が容易に知り得たのに、根拠なく行使しなかった」ことである旨、主張する。

記

原告の平成30年10月11日付け証明書(訴状AⅡ)記載の「埼玉県警の不法行為の内容」1乃至5項)

不法行為1(「殺人の交通事故への偽装」)について

不法行為2(「埼玉県警本部長が、2016.6.6内容証明郵便を不当に無視したこと」)について(甲第2号証)

不法行為3(ニイムラの不当な対応)について

平成29年5月1日10時56分の電話(甲第3号証)

不法行為4(ナガセの不当な対応)について

平成29年5月1日12時39分の電話(甲第4号証)

不法行為5(カクタの不当な対応)について

平成29年10月2日の電話(甲第5号証)

(2) ここに原告がいう不法行為とは、埼玉県警の司法警察職員による「職務上の故意又は過失であり、民法709条の一般的不法行為」にあたることのことである(訴状AⅡ(4頁)違法性のまとめ「要件①」)が、以下の理由から、かかる原告主張の「不法行為」が成立することはない。

① 国家賠償法1条1項にいう「違法」とは、個別の国民の権利ないし法益の侵害があることを前提として、公権力の行使にあたる公務員が、当該個

別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう。

②かかる「個別の国民の権利ないし法益の侵害」という要件について、犯罪捜査は、直接的には国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益又はその損害の回復を目的とするものではない。また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査によって捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上、保護された利益ではないといるべきである（最高裁平成2年2月20日第3小法廷判決・裁判集民事159号161頁・判例タイムズ第755号98頁参照）。

それゆえ、埼玉県警が「原告の訴え」との関係において捜査に着手しなかったからといって、それが、原告の何らかの法的な権利ないし利益を侵害することとはならず、被告において原告に対し賠償責任を負うこととはなり得ない。

(3)もし仮に、埼玉県警の警察官が「原告の訴え」との関係において捜査に着手しなかったこと（不作為）が、原告の何らかの法的な権利ないし利益を侵害することがあり得るとしても、次に、当該不作為が、法律上、「違法」といえるためには、当該国民の権利・利益を侵害したというだけでは不十分であり、以下の要件を満たすことが必要である。

①当該公務員の権限不行使により損害を受けたとする特定の国民との関係において、当該公務員が権限行使すべき義務が認められ、当該作行為に違反すること

特に警察官の権限不行使が違法となるのは、国民の生命、身体、健康に対して、客観的で具体的な危険が切迫しており、警察官がその具体的危険の切迫を知り、又は、容易に予見できる状況にあり、警察官が容易に結果発生を防止することができ、権限行使しなければ危険な結果の発生を回避できない場合に限られるといるべきである（東京地裁昭和53年8月3

日判決・判例タイムズ365号99頁など参照)。

② この点、原告主張の不法行為1乃至5のころ、すなわち、平成28年6月6日の内容証明郵便(甲第2号証)のころから平成29年10月2日の電話(甲第5号証)のころに至るまでの間、原告は、単に埼玉県浦和西警察署等に電話を架けて、原告の主張(訴外亡太田の死亡は原告に対する脅迫殺人としてなされたものである云々)を述べたにとどまり、それ以上に、その主張するところの犯罪被害に遭い、又は、被害に遭いそうになった(客観的で具体的な危険の切迫)といった事実はなかった(本訴訟においてさえ原告は、かかる犯罪被害にあった等の事実の主張立証をしていない)。

それゆえ、それは、訴外亡太田の交通事故(平成21年2月20日)のころ、原告に対する脅迫等の犯罪行為自体がそもそも存在しなかったからと言わねばならないし、また、上記原告主張の不法行為1乃至5のころにおいても、原告の生命、身体、健康に対して、客観的で具体的な危険が切迫している事実もなかったからと言わねばならない。

したがって、上記不法行為1乃至5にかかる平成28年6月6日ころから平成29年10月2日のころ、原告との関係において、埼玉県警の警察官において捜査に着手すべき職務上の注意義務(作為義務)があったとするることはできず、埼玉県警の警察官が捜査に着手しなかった(不作為)からといって、被告が原告に対して賠償責任を負うこととはなり得ない。

3 同準備書面Ⅲ 3 (法的評価) 記載の主張を争う。

(1) ここで原告は、不法行為1について、「最大要素のはずの殺人の疑いを根拠なく排除したことは、極めて恣意的で著しい不合理で事実を否定しており、事実認定に重大かつ明白な瑕疵があるので、公序良俗違反による無効」と考えると主張したり、「問題(被害)を決定したのは私(原告)であり、それを無視した判断ないし処理では、被害は解消しません」とか、「被害を無視することは作為義務違反」であるなどと主張する。

しかしながら、この点も上記1(2)及び(3)に述べたとおりであり、

かかる原告の主張には根拠がない。

- 4 同準備書面Ⅲ 5 (動機や背景) 記載の事実を否認し、主張を争う。
- 5 同準備書面IV (検査上の反射的利益に対する原告適格の有無について) 冒頭と1乃至4記載の記載の事実を否認し、主張を争う。
 - (1) 同項1「故意(職権濫用による恣意的対応)である場合」において原告が主張する、埼玉県警の警察官が原告に対して行ったとする「組織的な職権濫用による脅迫や隠蔽」が、具体的に何を指すのか判然としないが、いかなる点においても、埼玉県警の警察官が原告に対し、かかる「脅迫や隠蔽」を行った事実はない。
- 6 同準備書面IV後段(不法行為1から5は、～) 記載の事実を否認し、主張を争う。
 - (1) ここにおいて原告は、その主張する不法行為1乃至5は、「犯罪行為が現に継続し、あるいは被害が拡大し、犯罪被害者が緊急の救済又は検査を要望し、警察がこの事実を知り、容易に犯人検挙や被害防止の措置を取りうるにもかかわらず、これを放置したり、適正な検査方法を採らなかつた場合や、事後的な検査においても、警察が故意又は、ある意図の下に特定の検査方法を採用せず、ことさら証拠の収集又は犯人検挙を怠つた場合」(甲第8号証・宇都宮地裁平成13年(ワ)第199号)に該当すると主張する。
 - (2) しかしながら、この点も上記1(3)に述べたとおりであり、原告に関する「犯罪行為が現に継続し、あるいは被害が拡大し」といた事実はないのであって、原告の主張は、上記裁判例に依拠する前提を欠く。
- 7 同準備書面V(脅迫の為の殺人の恣意性とは～) 記載の事実を否認し、主張を争う。

以 上

20191015 今井豊

20190830 22:00頃 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)での、叔母の廣橋絹代(亡太田まり子の実妹)との会話の録音の反証書

(絹代) してないので、

(私) あのう、ヤバい話になりますけども、あの、まり子さんが亡くなった現場は、当時ままでですか?

(絹代) わかりません、行ってないですから、

(私) 見たこと無いですか?

(絹代) 無いです、

(私) 歩文は、おかしなこと言い掛けてましたよね?

(絹代) え?

(私) あん時、あん時、私は気が付いて、現場、見に行けばよかったですけども、

(絹代) や、行ったけど、ぜ、あのう、当時、当時、てゆうか、その時に行ったけど、どこがどうだかは、この辺だってゆうのはわかりましたけど、遺体が在ったわけじゃないし、出血の痕が在ったわけじゃないし、全然、私達、わかりませんでした。

(私) あの、訴状の一部に書いてある通りですけども、ええ、現場の手前は、長い直線区間なんですよ。で、トラックの運転席は高いですから、その、舗道と側道、ん? 側道を遮るあの、低いあの、柵みたいなのが在るんですけども、それを越して、自転車の姿がずっと見えてたはずなんですよ、それなのに、気付かずに躊躇ってことは、有り得ない。

(絹代) 私もあの、ちょっとわからないんですけど、ただその犯人は、ええ、遺体は動かしたって言ってましたよね?

(私) そらそうですね、それはそうです、

(絹代) てゆうのは、道路の真ん中辺じやあ、また躊躇かれちゃうのでって、自分で動かして

(私) 交通事故ならぬ?

(絹代) 何か知りませんけど、

(私) 元々、歩道で殴られたものを、殺す為に動かしたのかもしれないよ? トドメを刺す為に。

(絹代) や、でも、解剖して、あの、打滅だって、この、脳、脳、何だっけ? 骨、骨の、脳内挫傷だって、

(私) だけど、自転車もほぼ無傷だったんですよ? 手足も無傷だったって聞いてますよね?

(絹代) わ、そうですね、割りと傷が無かったんですよね、だから、このままボーンとこう、

(私) 交通事故、交通事故になります? それ。しかもあれ、左折、直角に曲がるんですね? こ、17号から、

(絹代) ふうん、

(私) そうゆう所でね、だから、曲がる時に、当然、徐行、停止に近い状態に普通なる、落ちるはずですよね?

(絹代) ああ、車はね、うんうん、

(私) その直後で、ぶつかったからって、死にますか? 死亡事故になりますか?

A III-甲 6号書証(反証書) 前橋地裁 令和元年(ワ)第301号 慰謝料請求事件

(絹代) だから、打っちゃったんじゃないですか? こうやって、ボーンてぶつかって、割と自転車を離さないんだそうですね? あの、自転車に乗ってて、例えば、巻き込まれるのわかってて、離さないで、結局巻き込まれちゃうんだそうですよ、自転車だけ巻き込まれればいいのに、本能的らしいんですね、その離さないってゆうのが。で、だから、ねえ、姉御の場合も、離さないで、そのまま倒れたんじゃないかな?って、私は思うんです、それでここ、ここだけしか傷が無かったって。

(私) らしいですよね?

(絹代) で、そこは完全に打滅、だからあの、まり子さんに会った時に、亡くなつてから会つた時に、解剖したからこう、お帽子被つてましたけどね、

(私) 凄い分厚い包帯でしたよね? あの、私も通夜にだけは行きましたけど、もう、5cmぐらい厚さがある感じでしたよね?

(絹代) こう、こうね、顔はちゃんと出てましたけど、

(私) 綺麗に巻いてありましたよね? あれじやまあ、解いて見ようなんて思わないよね?

(絹代) (苦笑)そら、見られないですね、

(私) あんないきれ、丁寧に巻いてあればね?

(絹代) ま、切り刻んだでしようからね、たぶんこう、解剖だから、

(私) いや、頭だけでしよう? だって、

(絹代) あ、もちろん、で、結局ほら、何か薬か何かの、服用してる人はその、事故じゃなくつても、病気で倒れるってゆう説も在つたので、け、解剖したんだそうですよ。そうしたらやっぱり、自転車が倒れた、脳挫傷ってゆうことで、診断が下つたんですね、病気ではなかつたってことです。

(私) まあ、あの立地、あれほど見通しのいいところは稀有だと思うんですね? それはたぶん、衝突のタイミングを合わせる為に、ああいう場所を選んだんだと思うんです、

(絹代) (苦笑)ううん、あたしはもう、全くわかりませんけど、うん、ただ、姉ちゃんも、姉ちゃんが、ちょっと油断したんじゃないかな?って思いますね、

(私) ただ、あの直後にね、絹代さんが危ないいつって、私、電話しましたよ? どうやら、私の原因で、

(絹代) うん、殺されたんじゃないか、って言つてましたよね?

(私) ええ、そしたら、そういう最近、近くに不審な他府県ナンバーが、ずうっと居ることが度々あるよ、と、おっしゃいましたよ?

(絹代) あたしが? 記憶に無いです、

(私) それで私は、ああ、それ、ヤバいですね、じゃあ、今は犯人グループを刺激しないほうがいいかもりませんねえ、つって、

(絹代) やあ、そんな、そんなこと、言いました?

(私) じゃあ、公判出るの止めましょうか? ってゆう話んなつたんですよ?

(絹代) いやいやいやいや、そんな記憶無いです、はい、ただ、気を付けた、

(私) (苦笑)ああそうですか? 都合の悪いことは記憶は無い?

(絹代) 都合が悪いとか悪くないじゃないですか? ただ、気を付けて下さい、次

A III-甲 6 号書証(反証書) 前橋地裁 令和元年(ワ)第301号 慰謝料請求事件

はあの、絹代さんかもしれません、あるいは、歩文かもしれません、とおっしゃいましたよ?
でも、それだけでしたよ?

(私) (苦笑)いやいやいや、

(絹代) それから私、何となく、後ろがあの、気になって、後ろは見て歩きましたけど、

(私) オノクボの辺りがどうか、どうこうとかも、言ってたような気がする、

(絹代) ええ、オノ? だって関係無いじゃないですか? ヨシダイラなんか、

(私) いやいやいや、犯人グループであればね、こちらも付け狙ってる可能性は充分在るわけですよ? どうやら、ヤクザみたいですね、この、ま、

(絹代) オノクボの辺に居るんですか?

(私) 轢逃げした人間がそもそもね、あの、やと、雇われ犯の可能性も在るわけなんですよ?
本当はあの、路上の撲殺だという可能性も、私は充分在ると思います、

(絹代) うん、でも、それだったら、一発で、あんな、逝かないでしょ?

(私) や、一発でしょ? 誰かがね、前方で凹んنってあの、まり子さんの注意を惹き付けて、もう一人がその、鉄パイプにね、布巻いたような物でね、力任せに後ろからガツンとやれば、その傷がたぶんね、後方から付いた傷じゃないか?と思うんですよ、私は。

(絹代) わからないです、やたらな返事はできません、私も、はい。

(私) ううん、まあそうでしょうね、はい、そんなことが有りましたね、今それを争つてますが、これは裁判所、

(絹代) あのう、むしろ、犯人がもう、名前わかつてゐるわけだから、その人突いたほうがいいんじゃないですか?

(私) や、犯人はだって、本当の犯人かどうかは、わかんないです。

(絹代) じゃあ、あの、3年何ヶ月か入ってた人は違うかもしないってことですか?

(私) かもしれないと思ひますね、

(絹代) ええ、じゃ、ヤクザですかね?

(私) たまたま通りかかったトラック、映ってたトラックを、犯人に仕立て上げただけかもしれない、だから、その運転手は、何もしてないかもしない、雇われたんです、

(絹代) じゃ、撃まされたんですか? お金かなんかを、

(私) 当然、裏では、そうでしょうね、

(絹代) だって、そうじゃなきやね、そんな、そんな、自分は罪んنって、離婚はどうだったか知らないけど、なんか、離婚、離婚して、証状書いて、三つすると罪が軽くなるって聞いたんですよ、

(私) うんうん、まあ、それ、やったみたいだね、

(絹代) あ、会社辞めてだ、ね、会社辞めて、離婚して、証状書けば、あの、罪が軽くなる、

(私) ああ、その三つ揃ってます、確かに。

(絹代) (苦笑)ああ、そうなの?

(私) あの私、公判の資料、貰ってますから、裁判で。

(絹代) ああ、

(私) 確かにそれ、やってますね、

A III-甲 6号書証(反訳書) 前橋地裁 令和元年(ワ)第301号 慰謝料請求事件

(絹代) そ、それで、一応あのう、検事さんが、「すみません、本当に、もうちょっとあの、永くね、入ってて頂く予定だったのが、短くなってしまって、お役に立てませんで」って、おっしゃってましたけど、

(私) あ、あれ、どうして知ってるんですか?

(絹代) あたし、行きましたもん、だって、両方。

(私) 公判に?

(絹代) はい、

(私) 公判に行ったの?

(絹代) はい、行って犯人も見てます、

(私) や、犯人見たでしょけど、そのビデオ、

(絹代) なんか撮らさないでしょ? ビデオなん、撮らさないでしょ? 公判の時に。

(私) いや、だって、それが決定的証拠になったんでしょ?あの、逮捕の決め手に、藍屋のビデオ。

(絹代) いや、そんなの、全然、無かったです。

(私) だから、それが出ないのが不思議ですよね?

(絹代) あのね、公判が有って、もう次が判決でしたよ、二日間、だから。

(私) そうすると、うん、ああいう立地で、どうして、故意でないって決め付けたんですか?

(絹代) 故意? 要するに、

(私) 殺人ではないと、

(絹代) 決め付けたかどうかはし

(私) 狙って撲いたものではないとゆうふうに、どうして?

(絹代) その辺は、話題にはなってませんでしたね、公判で。

(私) (苦笑)なってないから、おかしいんですよ?

(絹代) あのね、うんと、「まだ、貴方がぶつかった時は、まだ、まり子さんは生きてたと。何でその、救急車呼ばなかつたんですか?」ってゆう質問は有りましたよ。そしたら、「もう鼻血が出てたので、鼻血が出れば駄目だって、仲間から聞いたことが有るので、もう、鼻血を出してたし、ここに居たら、もっともっとあれだなと思って、脇に私が寄せたんです」と言ってましたよ、犯人が。

(私) 鼻血が出たら駄目なの? はあ、

(絹代) はい、そうにおっしゃってましたよ、で、「まり子さんは鼻血が出たって、貴方はお医者さんですか?」って言われてましたよ、検事に。だから、「いいえ」なんて、「何でその、鼻血が出たからって、そんな噂だけでね、まり子さんを助けなかつたんですか?」って責められてはいました。私も、本当だ、本当だ、と思いましたけど。で、まだだから、発見された時に、まだ生きてたんでもんね、生きてたんです、10時頃でしたっけ?

(私) あれは、いや、あの、6時20分、6時20分頃の、

(絹代) 6時頃にやつたんですよね? そいで雨、雨の日か何かで、放り出されてたんですね?

(私) 2時間半くらい生きてたんですよ、だから、8時、9時近くなんです、亡くなつたの

A III-甲 6 号書証(反証書) 前橋地裁 令和元年(ワ)第301号 慰謝料請求事件

が。それも酷い話です。

(絹代) だから、まあ、おそらく、脳挫傷なら、救急車で行っても駄目だったかもしれませんけど、普通はもう、救護、ね、救済のほうに、どんな状況だって、亡くなってるの判ったって、救急車呼ぶじゃないですか？ 普通は。しかも、21日間逃げてたんですよね？

(私) そうらしいですね、

(絹代) はい、

(私) それはだけど、逃げることによって、故意ではなかったというふうに、見せ付け、見せたかった、装いたかったんでしょうね？

(絹代) うん、私もその辺はもう、いっこうにわかりませんけど、ただあれば、本当に、もうちょっと、罪を着せて欲しかったなって思いました。もっと、3年と8カ月なんて、短か過ぎると思いましたよ、人一人殺して、呼びもしないで逃げといてね、じゃ、逃げ得じゃないか？ って思いましたよ。そんなんだったらね、何かん時に逃げちゃって、万が一ん時、逃げちゃって、離婚して、詫状出して、ね？ あと、何でしたっけ？ 三つやれば、罪がその、3年8カ月で済むんなら、よっぽどいいじゃないですか？ すぐ捕まるより、救急車呼んだってそんなもんでしょ？ 同じだったらね。だからそれは、すごく短くって嫌だなって不満でしたけど。もっともっと彼には、あの、ただ、お姉さんてゆうのが居らして、しおちゅう来てたって言いましたよね、太田家に。

(私) ふうん、

(絹代) うん、お線香上げに来てたって言いました、お姉さんが。あとはよく、私、知らないんですけど。

(私) や、あのう、まあ、これ、裁判所がもう、狂って

(絹代) 裁判所は、わかんないからね、

(私) いや、そうじゃなくってね、もう裁判所のスタンスが、完全にもう、犯罪として、隠蔽に回ってますから、たぶん、いくらあがいても、まり子さんの件も駄目でしょうけども、もし、金一が何か言いたいことが有るんだったら、最後のチャンスだよ、とゆうことを私は伝えたかったんですけど。

(絹代) あの子はあの、泊りがけでどっか、仕事に行くみたいでしたね？ だから骨になつて、ああ、あれは太田さんだ、寛二さんのほうが亡くなつて、寛二さんの骨はいつ、あの、あすこの、お墓に収めるの？って言つたら、わかんないなんて言うんで、じゃ、もしわかつたら連絡してって言つてはありますけど、一度も連絡も来ないし、骨はあの、自分で、榛名に持つてたのかな？とか、勝手に考えてるんですけど、全然わかりませんね、だから。

(私) 事故ん時に、私も一度だけ、金一には電話したんですけど、で、謝ったんですけども、詳しい話は聞けてないんですよ、その当日の。

(絹代) 一番よく知つてるのは、その解剖結果は、彼達が聞いたでしょうね、

(私) 聞いたとゆうか、解剖する、まあ、許可は、許可は

(絹代) 見せないですからね、

(私) 許可は取らなかつたんでしょうね、

(絹代) いや、許可は取りましたよ、

A III-甲 6号書証(反証書) 前橋地裁 令和元年(ワ)第301号 慰謝料請求事件

(私) 本、あ、遺族に?

(綱代) うん、

(私) はあ、

(綱代) それで、最初、私達、亡くなつたんだよ、って言って行つたじゃないですか? そしたらあの、「他殺か自殺かの、あ、他殺か病、病死? 何かその、疑いが在るので、解剖させて下さい」って、ゆうことなんです、

(私) なるほど、とゆうことは、事故だと、交通事故だと決め付ける決め手が無かつたわけだ、当日。

(綱代) そうそうそう、誰も見てないし、変な場所で死ん、死んでたじゃないですか?

(私) や、見てないとゆうか、道路上の破片とか、その痕跡? ブレーキの痕とか、そうゆうのも、無かつた?

(綱代) わかんない、その辺が、全然聞いてないから、わからないですね、

(私) ブレーキの痕が無かつたら、えらいことですよね?

(綱代) 普通はキュッとね、曲がる時、

(私) まあ、有つたとしても、当時、その事故のものかどうかはわかんないですけどね、それも問題なんですよ、何で死亡に至つたか?は、その痕跡とかで、から判るんじゃないか?と、ブレーキのタイミングが遅れたとかね。

(綱代) うん、それで、あれが、動かしちゃってるから余計ね、そのまんま本当はあの、動かさないで、救急車呼ばなくちゃいけないことになってるじゃないですか? ね、

(私) 歩道上でしょ? あの場所だったら、動かす必要無いですよね?

(綱代) いや、よくわからないんだけど、

(私) 17号じゃないんだから、

(綱代) うん、ちょっとこっち側でしたよね? 植木がなんか、ずっと在って、

(私) あの、4m道路? 5m道路? あんまり広い道じゃないですよ、

(綱代) いや、広い道じゃなかつたような気がしましたね、見たけど、どこでどうなつたかわからない、ええ? こんなところで? この辺? とか言うぐらいで、わからなかつたから。

(私) ああいう道だったら、動かす必要無いですよ? そもそも、

(綱代) ううん、だから何で? それで鼻血、まあちょっと、誰か、何ての? 踏まれたらいけないから、みたいなことは言ってましたけどね、その裁判の時に。そしたら鼻血が出てたって言って、ま、凄く、貴方はお医者さんなんですか? なんて言われてましたけど。結局、何問かこう、質問して、ね、答えて、閉廷んなつて、次の時はもう、判決でしたから、二回行つただけなんです。やっぱ、行った日はもう、判決を言い渡します、だけですから。女の裁判官でしたね。

(私) ですよね? 西、西野、

(綱代) や、名前は忘れましたけど、

(私) 西野牧子、

(綱代) ふうん、女性のかただつですよ、

以上